

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
一〇十七（略）	一〇十七（略）
十八（略）	十八 イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤
十九 イピリムマブ及びその製剤	（新設）
二十（略）	十九 イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤
二十一〇百八（略）	二十〇百七（略）
百九（略）	百八 ヒドロキシ尿素（別名ヒドロキシカルバミド）及びその製剤
百十（二E）―N―ヒドロキシ―三―〔四―（一）二―（二）メチル―H―インドール―三―イル）エチル〕アミノメチル）フェニル〕プロプ―ニ―エンアミド（別名パノビノスタット）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百十一（略）	百九 ビノレルビン、その塩類及びそれらの製剤
百十二〇百二十（略）	百十〇百十八（略）

百二十一 (略)

百二十二 ペグインターフェローンアルファー2b及びその製剤(ただし、注射剤であつて慢性C型肝炎又は慢性C型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)

百二十三 (略)

百二十四～百五十九 (略)

百十九 一ヘキシルカルバモイル五フルオロウラシル(別名カルモフォル)及びその製剤

(新設)

百二十 九ベーターDリボフラノシル九Hプリン六チオール及びその製剤

百二十一～百五十六 (略)